

## 重度身体障害児者訪問入浴サービス事業実施要綱

### (総則)

第1条 家庭において入浴困難な重度身体障害児者に対し、定期的に訪問することにより行う重度身体障害児者訪問入浴サービス（以下「訪問入浴サービス」という。）の提供については、サービス等提供規則（平成12年横須賀市規則第2号）に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (実施機関)

第2条 訪問入浴サービスは、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の規定に基づく指定訪問介護入浴事業者のうち市と契約を締結している業者（以下「事業者」という。）が行う。

### (対象者)

第3条 訪問入浴サービスを受けることができる者（以下「対象者」という。）は、家庭において入浴困難な者又は他の制度の利用等により入浴のサービスを受けることができない者で次に掲げる者のうち、市長が必要と認めるものとする。ただし、法に基づく要介護認定により要介護と判定された者及び法に基づき要支援と判定された者は、対象者としない。

- (1) 市内に居住する18歳以上65歳未満の下肢又は体幹に身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級又は2級の障害がある重度身体障害者で、医師が訪問入浴を適当と認めたもの
- (2) 市内に居住する18歳未満の下肢又は体幹に身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級の障害がある重度身体障害児のうち、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所において知能指数が35以下と判定されたもので、医師が訪問入浴を適当と認めたもの
- (3) その他前2号に規定する者に準ずると市長が認めるもので、医師が訪問入浴を適当と認めたもの

### (実施方法)

第4条 訪問入浴サービスは、対象者の居住地において行う。

### (実施期間)

第5条 訪問入浴サービスは年間を通じて行い、その日時は事業者と対象者が調整をしたうえで決定するものとする。

### (利用時間)

第6条 訪問入浴サービスの利用時間は、午前9時から午後5時までとする。

(入浴回数)

第7条 訪問入浴サービスの回数は、おおむね1箇月に4回とする。ただし、6月から9月までに限り、1箇月に8回までとする。

(申請)

第8条 サービスを受けようとする者は、重度身体障害児者訪問入浴サービス申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)、重度身体障害児者訪問入浴同意書(第2号様式)及び重度身体障害児者入浴証明書(第3号様式。以下「証明書」という。)を市長に提出しなければならない。

(入浴の決定及び通知)

第9条 市長は、申請書を受理したときは、証明書により訪問入浴サービスの可否を決定し、重度身体障害児者訪問入浴サービス決定通知書(第4号様式)により、当該申請者及び事業者へ通知するものとする。

(遵守事項)

第10条 対象者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 訪問入浴サービスを受けるときは、常時介護している家族又はそれに代わる付添人を必ず1人付けること。
- (2) 健康上の理由等により訪問入浴サービスを利用しないときは、入浴日の前日までにその旨を事業者へ届け出ること。
- (3) その他事業者の係員の指示に従うこと。

2 事業者は、重度身体障害児者の身体的条件を考慮し、安全性の確保に細心の注意をもって当たらなければならない。

(実施状況の報告)

第11条 事業者は、毎月10日までに前月分の入浴の実施状況について、重度身体障害児者訪問入浴サービス実施状況報告書(第5号様式。以下「報告書」という。)により市長へ報告しなければならない。ただし、市が神奈川県国民健康保険連合会へ請求支払い事務を委託する場合は、報告書の提出を省略することができる。

(帳簿の整理)

第12条 市長は、重度身体障害児者訪問入浴サービス申請処理簿(第6号様式)を備え付け、常に整備しておくものとする。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

第 1 号様式（第 8 条関係）

重度身体障害児者訪問入浴サービス申請書

年 月 日

（あて先）横須賀市長

申請者 氏 名

障 害 児 者	住所				
	氏名		年 月 日 生	歳	
	身体 障害 者手 帳	手 帳 番 号			
		交 付 年 月 日			
		等 級			
障 害 名					

（事務処理欄）

第 2 号様式（第 8 条関係）

重度身体障害児者訪問入浴同意書

年 月 日

（あて先）横須賀市長

住所

（介護者） 氏名

障害児者との関係

電話

（障害児者氏名）

を重度身体障害児者訪問入浴サービス事業実施要  
綱の規定による事業者の特殊浴槽に入浴させることに同意します。



第 4 号様式（第 9 条関係）

重度身体障害児者訪問入浴サービス決定通知書

年 月 日	
様	
横須賀市長	
印	
対象者住所 氏名	
<input type="checkbox"/> 入浴サービスを行います。 <input type="checkbox"/> 入浴サービスを行いません。  (入浴サービスを行わない理由)	
入所開始年月日	年 月 (予定) から

備考 入浴サービスの日時等については、別途事業者から連絡します。

（あて先）横須賀市長

事業者名

代表者氏名

重度身体障害児者訪問入浴サービス実施状況報告書

次のとおり 月分の入浴状況を報告します。

1 入浴した者について

氏 名	入 浴 日	備 考

2 入浴しなかった者について

氏 名	備 考

